

監査結果公表第19-22号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年3月6日

八尾市監査委員	富永峰男
同	浜田澄子
同	内藤耕一
八尾市監査委員職務執行者	北山諒一

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第1回工事監査

平成18年度小阪合排水区第13工区下水道工事

平成20年2月8日付け八土下建第479号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八土下建第 479 号

平成 20 年 2 月 8 日

八尾市監査委員 富永峰男様
同 浜田澄子様
同 内藤耕一様
八尾市監査委員職務執行者 北山諒一様

八尾市長 田中誠太

監査の結果に対する措置の通知について

平成 19 年 10 月 30 日付け監査報告第 19-10 号の、随時監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知いたします。

[土木部下水道建設課]

平成18年度小阪合排水区第13工区下水道工事

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(1)設計について</p> <p>開削工の掘削標準断面については、設計図書に図示しておくことが望まれる。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定（平成20年4月1日以降）</p> <p>開削工の掘削標準断面については、設計図書の中の下水道標準構造図に追加いたします。</p>
<p>(2)施工について</p> <p>ア 業者から提出される工事記録である日報・月報の記載内容については、工種記入のみでなく特記事項についても記載されるよう努められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成19年7月17日）</p> <p>日報・月報の記載内容については、従前から必要な特記事項についてを記載しておりますが、さらに内容を精査し、詳細な内容についても記載するよう業者指導をいたしました。</p>
<p>イ 工事写真記録については、各施工段階の詳細写真及び状況写真を見やすい角度で記録されることが望まれる。特に、推進時の立坑フレームの歪み計測値や管路と人孔の継手施工状況等、施工後に見えなくなる部分の記録には留意されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成19年8月1日）</p> <p>施工後に見えなくなる部分の記録については、従前から工事写真にて整理するよう努めておりましたが、より一層徹底するように指導いたしました。</p>
<p>ウ 建設業許可票、労災保険成立票、施工体系図等を事務所前に掲示されているが、公衆が見やすい場所にも掲示するよう努められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成19年8月1日）</p> <p>建設業許可票、労災保険成立票等については、従前から適正に掲示しておりますが、施工体系図につきましては、公衆が見やすい場所にも掲示するよういたしました。</p>